

## 教職課程の基準に関するWGの審議状況 (参考資料)



文部科学省

## ①「教職課程の基準に関する検討事項について」

(平成30年12月17日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会課程認定委員会)

これまでの教職課程認定の審査等を踏まえ、本委員会としては、教職課程の水準の維持・向上及びその効果的・効率的な実施等を図る観点から、教職課程の基準に関し、特に以下の点を中心に検討を行うことが適当と考える。

### 1. 複数の学科等間の複数の教職課程における授業科目の共通開設の拡大について

〔教職課程認定基準(平成13年7月19日教員養成部会決定)4-9(1)による中学校及び高等学校の「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目の共通開設〕

### 2. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、向上させるための継続的な仕組みについて

## ②「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書」(平成30年9月18日)

### 三. -2. -(2)養成・採用・研修等の対応

教科によっては、当該教科の教職課程の認定を受けた大学が存在しなくなっている県もあり、このような場合には、現職の教員の研修にも影響することが懸念される。特に国立教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」(平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書)を踏まえ、近隣の大学との連携・協力などにより採用数の少ない教科についても養成・研修機能の強化、効率化を進めることが求められる。こうした取組を促すため、文部科学省においては、教職課程の設置に関し大学間の連携・協力を促進する仕組みを検討すべきである。

### ③「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

#### Ⅱ. - 3. 多様で柔軟な教育プログラム

##### (多様で柔軟な教育プログラム)

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。

その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

#### Ⅱ. - 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

さらに、これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立大の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実行性を高める方策について検討することが必要である。

④「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う  
教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（中央教育審議会 平成27年12月21日）

4. 改革の具体的な方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

③ 教職課程の質の保証・向上

- ◆ 全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化する。
- ◆ 教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する。
- ◆ 教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討する。
- ◆ 国，教育委員会，大学等は，教職課程の科目を担当する大学教員について，学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFDなどを実施する。また，大学と教育委員会が連携し，人事上の工夫等により教職課程における実務家教員を育成，確保する。
- ◆ 大学は，教科に関する科目を担当する教員に対しFDなどの実施により教職課程の科目であることの意識付けを行い，各大学の自主的・主体的な判断の下「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて学校教育の教育内容を踏まえた授業を実施するなど，「教科に関する科目」と「教科の指導法」の連携を強化する。

# 1. 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み

# 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み

## 1. 教科専門科目の共通開設の在り方

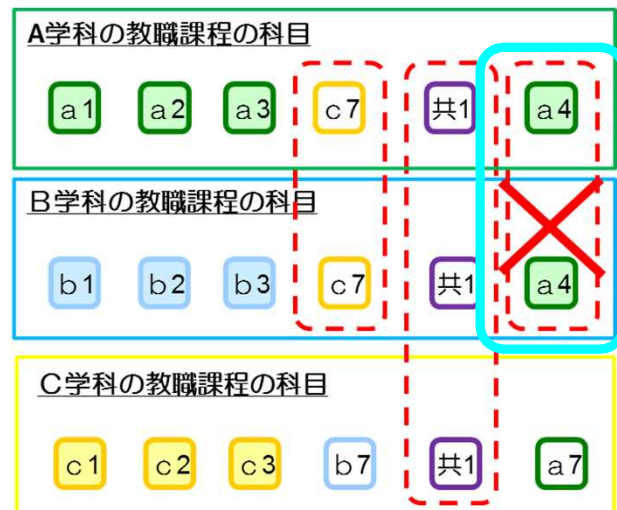
### (現行制度のポイント)

- 学位プログラムを基礎として教科の専門性を保証する観点から、教職課程を設置しようとする学科等が自ら教科専門科目を開設することが原則。
- 他学科等で開設する授業科目をあてることが教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合には一定の範囲において他学科等で開設する授業科目をあてることができる。

#### ■ 論点例

他学科等で教科専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用する観点から、学科等間の共通開設を現行より広く認めるか。

【例1】他学科等で開設する科目のうち教職課程の科目として認定されているものを、教職課程の科目に「あてる」こと。



【例2】科目区分の半数未満としている上限について、例えば科目区分の半数を超えていても開設授業科目の単位数の半数未満であれば可能とするなど、別の限度を設けること。

| 施行規則に定める教科に関する専門的事項       | 授業科目  |
|---------------------------|-------|
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | c c c |
| 国文学（国文学史を含む。）             | a c   |
| 漢文学                       | b     |
| 書道（書写を中心とする。）             | c c   |

■ 中学校・国語

4事項中2事項が他学科等開設科目を含み、専門的事項の半数（ $4 \div 2 = 2$ ）までのため、**教職課程認定基準4-3(2)に照らし、可能。**

| 施行規則に定める教科に関する専門的事項       | 授業科目  |
|---------------------------|-------|
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | c c c |
| 国文学（国文学史を含む。）             | a c   |
| 漢文学                       | b     |

■ 高等学校・国語

3事項中2事項が他学科等開設科目を含むため、**教職課程認定基準4-4(2)に抵触。**



## 2. 教職専門科目の共通開設の在り方

### (現行制度のポイント)

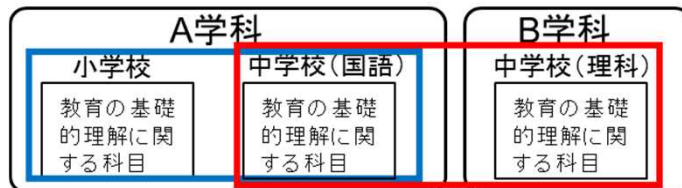
- 幼稚園及び小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位プログラム上の位置付けが異なるため学生の履修環境確保に配慮する必要があること等を踏まえ、学科等をまたがる共通開設に制限がある。
- 同一の学科等内では、異なる学校種間の共通開設が認められるが、教育実習、指導法等は除かれている。

### ■ 論点例

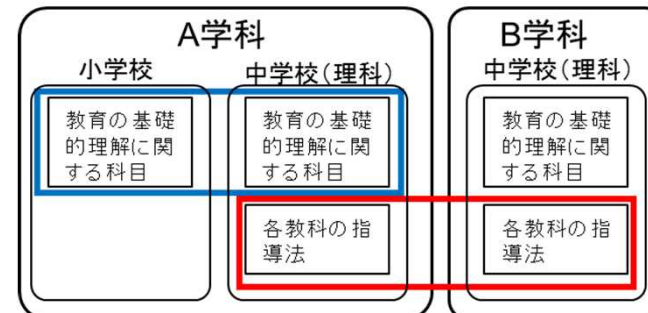
1. 他学科等で教職専門科目としてより適切な科目が開設されている場合に、それを活用する観点から、「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等の間での共通開設を現行より広く認めるか。
2. 他の学校種の免許状取得を促進する観点から、異なる学校種間の共通開設を現行よりも広く認めるか。

(教職課程認定基準4-8(2)により同一学科等内の中学校等の教職課程と共通開設すると同時に、教職課程認定基準4-9(2)により他学科等の中学校等の教職課程と共通開設することはできない。)

(例1) 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で共通開設することはできない。



(例2) 同基準4-8によりA学科の小学校と中学校で「教育の基礎的理解に関する科目」を共通開設し、同基準4-9によりA、B学科の中学校で「各教科の指導法」を共通開設することはできない。



# 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み

|                                                 |                            | 同一の学科等(課程認定基準4-8) |   |   |   |   |   | 複数の学科等(課程認定基準4-9) |   |   |   |   |   |
|-------------------------------------------------|----------------------------|-------------------|---|---|---|---|---|-------------------|---|---|---|---|---|
|                                                 |                            | 幼                 | 小 | 中 | 高 | 養 | 栄 | 幼                 | 小 | 中 | 高 | 養 | 栄 |
| 教育の基礎的科目理解に                                     | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想       |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 教職の意義及び教員の役割・職務内容          |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項       |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程     |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 教育課程の意義及び編成の方法             |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
| 等 道徳、<br>教育相談等<br>の指導法及び<br>総合的な学習の<br>時間に関する科目 | 道徳の理論及び指導法 ※               | —                 | ○ | — | ○ |   |   | —                 | × | ○ | — | ○ |   |
|                                                 | 総合的な学習の時間の指導法 ※            | —                 |   | ○ |   |   |   | —                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 特別活動の指導法 ※                 | —                 |   | ○ |   |   |   | —                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 教育の方法及び技術                  |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 生徒指導の理論及び方法                | —                 |   | ○ |   |   |   | —                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 教育相談                       |                   |   | ○ |   |   |   | ×                 | × |   |   | ○ |   |
|                                                 | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法        | —                 |   | ○ |   | — | — | —                 | × | ○ | — | — | — |
|                                                 | 幼児理解の理論及び方法                | ×                 | — | — | — | — | — | ×                 | — | — | — | — | — |
| に教育<br>科目<br>に関する実践                             | 教育実習                       | ○                 |   | ○ |   | × | × | ×                 | × | ○ | — | — | — |
|                                                 | 学校体験活動                     | ○                 |   | ○ |   | × | × | ×                 | × | ○ | — | — | — |
|                                                 | 教職実践演習                     |                   |   | ○ |   | × | × | ×                 | × | ○ | — | — | — |
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目: 保育内容の指導法                    |                            | ×                 | — | — | — | — | — | ×                 | — | — | — | — | — |
| 教科及び教科の指導法に関する科目: 各教科の指導法                       |                            | —                 | × | ○ |   | — | — | —                 | × | ○ | — | — | — |
| 複合科目                                            |                            | ×                 | × | ○ |   | — | — | ×                 | × | ○ | — | — | — |

※ 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。



## 複数の学科等間の複数の教職課程において授業科目を共通で開設する仕組み

### 3. 専任教員の配置の在り方

#### (現行制度のポイント)

- 原則として、認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する専任教員を教科専門科目、教職専門科目ごとに必要数配置。
- 科目を共通開設等する場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の専任教員とすること(専任教員の共通化)が、一定の範囲で可能。
- 共通開設が認められていない場合でも、担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、専任教員の共通化が一定の範囲で可能。
- 入学定員に応じて、教科専門科目と教職専門科目を担当する専任教員について、それぞれ必要な人数を配置する。

#### ■論点例

1. 科目の共通開設が認められていない場合についても、必要な業績を有している場合には、専任教員の共通化ができる余地を現行より広く認めるか。

【例】科目の共通開設が認められていない小学校の教科専門科目と中・高の教科専門科目について、同一教科の科目については、必要な業績がある場合には専任教員の共通化を可能とする。

2. 入学定員に応じた専任教員の配置の方法について、大学に一定の裁量の余地を認める観点から弾力化を認めるか。

【例】幼・小の専任教員について、入学定員が50人を超えた場合に追加的に必要となる専任教員について、担当する科目区分は大学の裁量によって決められるようにする(追加的に必要となる専任教員の総数は変更しない)。

【必要専任教員数】

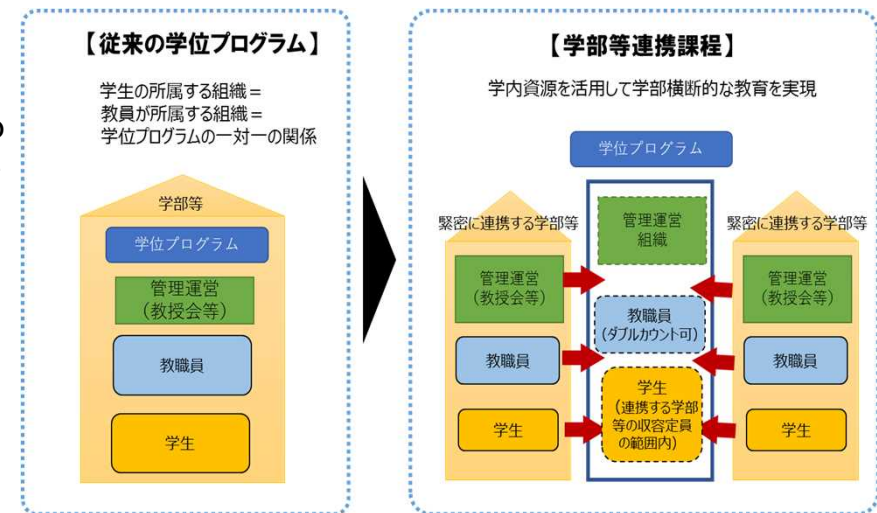
|       | 教科専門科目 | 教職専門科目 |
|-------|--------|--------|
| 幼稚園教諭 | 3人以上   | 3人以上   |
| 小学校教諭 | 5人以上   | 3人以上   |

※ 入学定員が50人を超えるごとに、「教科専門科目」「教職専門科目」それぞれについて、1人ずつ増員。

#### 4. 学部等連携課程に教職課程を設置する場合に課程認定を行う単位、科目の開設、専任教員の配置の在り方

##### (大学設置基準改正のポイント)

- 大学は学部等に加えて、学部等が連携して編成する教育課程「学部等連携課程」の設置が可能。
- 学部等連携課程の専任教員は類似する学部等に相当する数を配置。但し、教育上支障がない場合、当該学部等連携課程と緊密に連携する学部等の専任教員が兼ねることが可能。(専任教員のダブルカウント)
- 学部等連携課程に所属する学生数は、当該課程と緊密に連携する複数の学部等の収容定員の数合計した数の範囲内で学則に定める。
- 学部等連携課程の設置に関する審査プロセスの簡略化を図る。



##### ■ 論点例

##### 1. 認定の単位、科目の共通開設

学部等連携課程は、他の学部・学科等(緊密に連携する学部等も含む。)とは別の学位プログラムであることを踏まえ、認定の単位を学部等連携課程とするか。また、科目の共通開設について一般の学科等と同じ扱いをするか。

##### 2. 専任教員の配置

学部等連携課程と緊密に連携する学部等との間では、設置基準において専任教員のダブルカウントが認められる方向性を踏まえ、学部等連携課程と緊密に連携する学部等の合計の定員の範囲内で専任教員のダブルカウントを可能にするか。

## 2. 大学間の連携・協力により教職課程を 設置する仕組み

## 大学間の連携・協力により設置する教職課程に関する論点例

### 1. 共同の教職課程を構成する大学群が満たすべき要件

連携・協力による教員養成の質の向上を確保するために、共同の教職課程を構成する大学群が満たすべき要件として、例えば、①、②のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 教職課程を共同設置する学科等のうち、少なくとも一つは、教職課程認定基準2(5)に定める「教員養成を主たる目的とする学科等」であること
- ② 共同設置する大学のうち、少なくとも一つは、地域の教育委員会・学校との密接な連携の下で、高度専門職業人としての教員養成を行う大学であること

(例): 実践的な実習のための連携協力校の確保、現職教員の再教育の場となる修士課程の設置、教育委員会との連携協力の協定を締結、現職教員の研修への協力 等

### 2. 共同実施が有効かつ適当と考えられる教職課程の範囲

学校種、教科の特性等を踏まえ、共同実施することが有効かつ適当と考えられる教職課程の範囲について、どのように考えるか。

(例1) 中学校、高等学校の希少教科のみ

(例: 中学(音楽、美術、技術、家庭)、高校(音楽、美術、工芸、書道、家庭))

(例2) 中学校、高校の全教科、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭

(例3) 幼稚園、小学校を含む全課程

## 大学間の連携・協力により設置する教職課程に関する論点例

### 3. 教職課程に責任を有する体制を確保し、内部質保証を行うための仕組み

複数の大学にまたがって、教職課程に責任を有する体制を確保し、内部質保証を行うための仕組みの要件として、例えば、①～③のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 連携する大学間での教学管理のための協議の場/体制（大学設置基準により、大学等連携推進法人等が授業科目の共同開設を実施する場合に設置が義務付けられるもの）

【教職課程の共同設置を行う場合に求める要件の例】

- 協議の場の構成員として、共同で設置した教職課程の専任教員が、各構成大学につきそれぞれ1人以上含まれること。
- 次の機能を有すること。
  - （例）・大学間での教職課程のカリキュラムの編成、調整
  - ・教職課程を実施するために必要な事項の調整
  - ・教職課程に係る自己点検評価、外部専門家による評価の調整

- ② 共同で設置した教職課程の自己点検・評価

- 共同で設置した教職課程について、構成大学が共同して自己点検評価を実施。

- ③ 学外者によるレビュー

- （例1）教員養成部会（課程認定委員会）による定期的な実地視察
- （例2）外部専門家による評価

## 大学間の連携・協力により設置する教職課程に関する論点例

### 4－①. 各大学が最低限開設すべき科目

開設科目のルールは、次のようなものとしてはどうか。

- ① 共同で設置する教職課程を一つの学科等と見なして、現行の課程認定基準で定める必要科目を開設する。
- ② 他の教職課程との授業科目の共通開設については、共同教育課程に関するルールと同じルールを適用する(教職専門科目についてのみ他の教職課程との共通開設が可能)。

### 4－②. 学生に修得させるべき必修科目

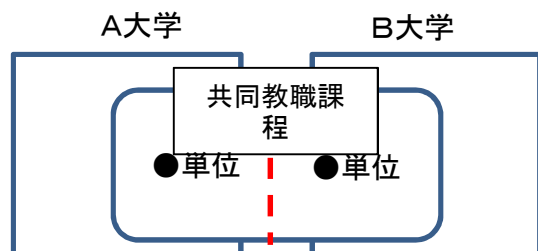
各大学が強みとする科目を持ち寄って教職課程を充実させることを確保するために、学生に修得させるべき科目の要件として、以下について、どのように考えるか。

- 共同で設置する教職課程の科目のうち、自大学の●単位以上と、各構成大学いずれかの学科等の科目から合計●単位以上を、それぞれ免許状取得のための必修科目として位置付ける。

(例1)「15単位」:学部の共同教育課程に準じ、1種免の要件59単位の1/4

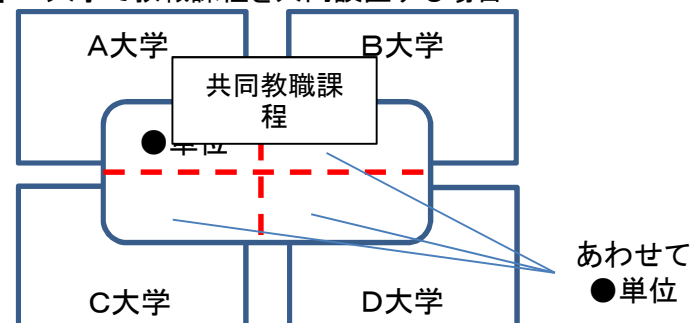
(例2)「8単位」:教職大学院の共同教育課程に準じ、1種免の要件59単位の1/7

【例1】2大学で教職課程を共同設置する場合



〔 A大学の学生は、A大学から15(8)単位修得し、  
B大学から15(8)単位修得が必要。 〕

【例2】4大学で教職課程を共同設置する場合



〔 A大学の学生は、A大学から15(8)単位修得し、  
B、C、D大学のいずれかから、あわせて15(8)単位修得が必要。 〕

## 大学間の連携・協力により設置する教職課程に関する論点例

### 5. 各大学が最低限自ら配置すべき専任教員

各大学において教職課程に責任を有する教員を確保するために、各大学が最低限自ら配置すべき専任教員の要件として、例えば、①、②のような要件を満たすこととしてはどうか。

- ① 共同で設置する教職課程を一つの学科等と見なして、課程認定基準で定める必要専任教員数を確保する。
- ② 科目の開設分野(教科、教職)により、各構成大学の学科等から、それぞれの入学定員に応じて按分した数の専任教員を共同で設置する教職課程の専任教員として拠出する。(最低1人拠出)

【例】 中学校(技術)の教職課程(必要数 教科4人、教職2人)の共同設置であって、  
A大学(入学定員100人):教科を開設、B大学(入学定員100人):教科を開設、C大学:教職を開設する場合

→ A大学:教科2人、B大学:教科2人、C大学:教職2人を拠出

### 6. 審査の方法

複数の学科等で構成されることを踏まえた教職課程認定審査について、次のような方法としてはどうか。

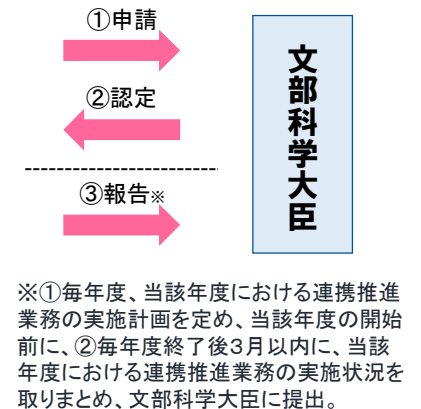
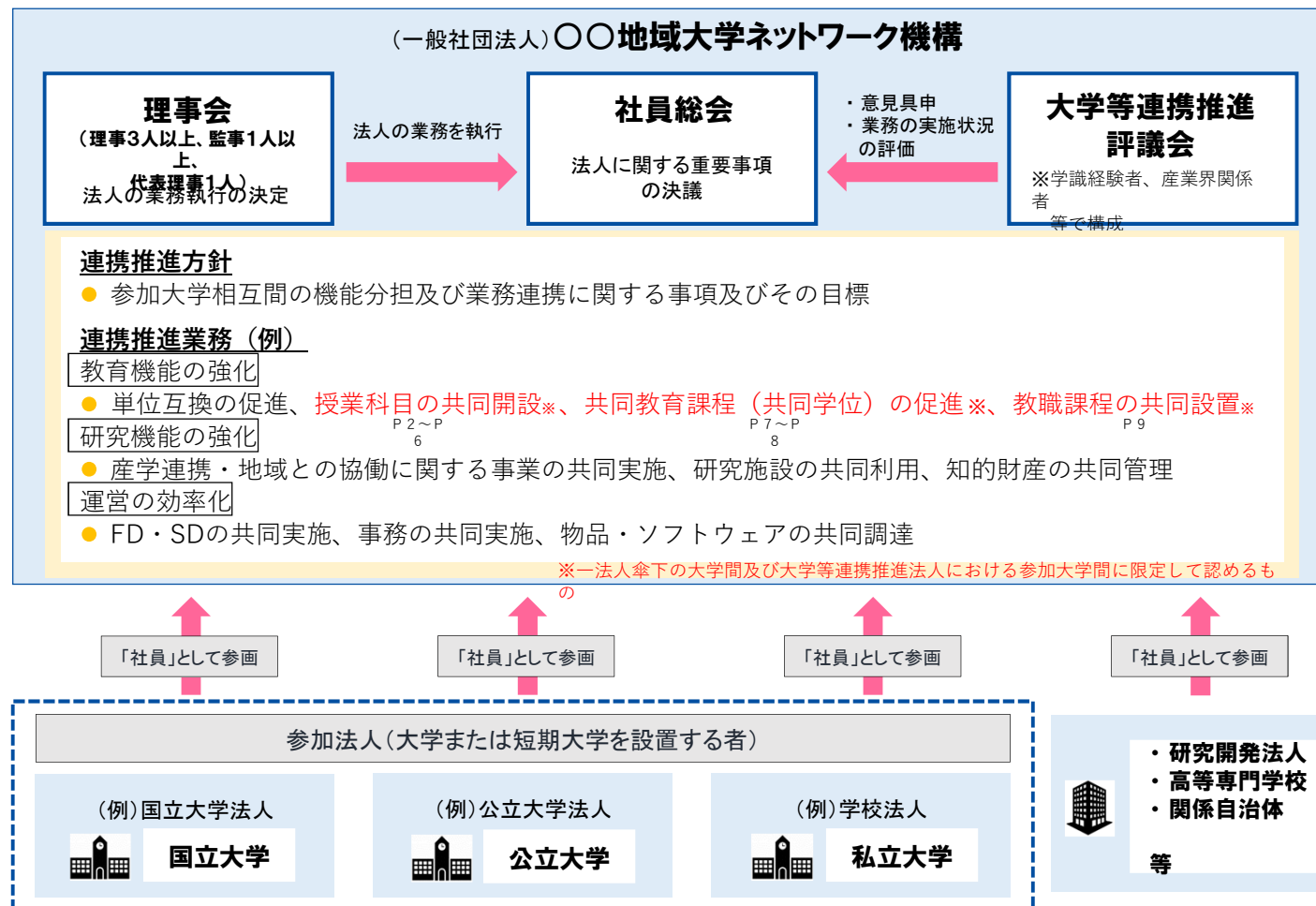
- ① 共同で設置した教職課程の理念、構想の審査方法  
共同で設置した教職課程を一つの学科等と見なして、共同で設置した教職課程として養成する教員像、理念等について審査。
- ② 学科等の目的・性格と免許状との相当関係  
共同で設置した教職課程を構成する各学科等の目的・性格と、共同で設置した教職課程及び構成する各学科等で開設される科目等が相当関係を満たすかを審査。



# 大学等連携推進法人(仮称)のイメージ

第150回大学分科会（令和元年9月18日）資料4-3

- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。



## 大臣による認定基準(例)

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 理事会を置いていること
- 大学等連携推進評議会を置く旨を定款で定めていること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること
- 大学間の教学管理体制が具備されていること

## 授業科目の「共同開設」制度の創設について(イメージ)

- 国立大学における教育研究機能の強化を図るため、国立大学の一法人複数大学制度については既に関係法令が改正され、令和2年4月1日から施行される。

※公立大学法人や学校法人については、従来より複数大学の設置が可能。

- また、大学等連携推進法人（仮称）については、連携を推進するための制度的な見直しを質の保証に留意しつつ検討することが提言されている。

- これらの法人（連携推進法人等）においては、単なる大学間の連携に比して、より継続性・安定性の高い連携が実施されることが期待される。このため、このような枠組の下で大学間連携による共同教育を行う場合の教学上の特例については、全ての大学に認められている単位互換制度より柔軟なものとすることが考えられる。



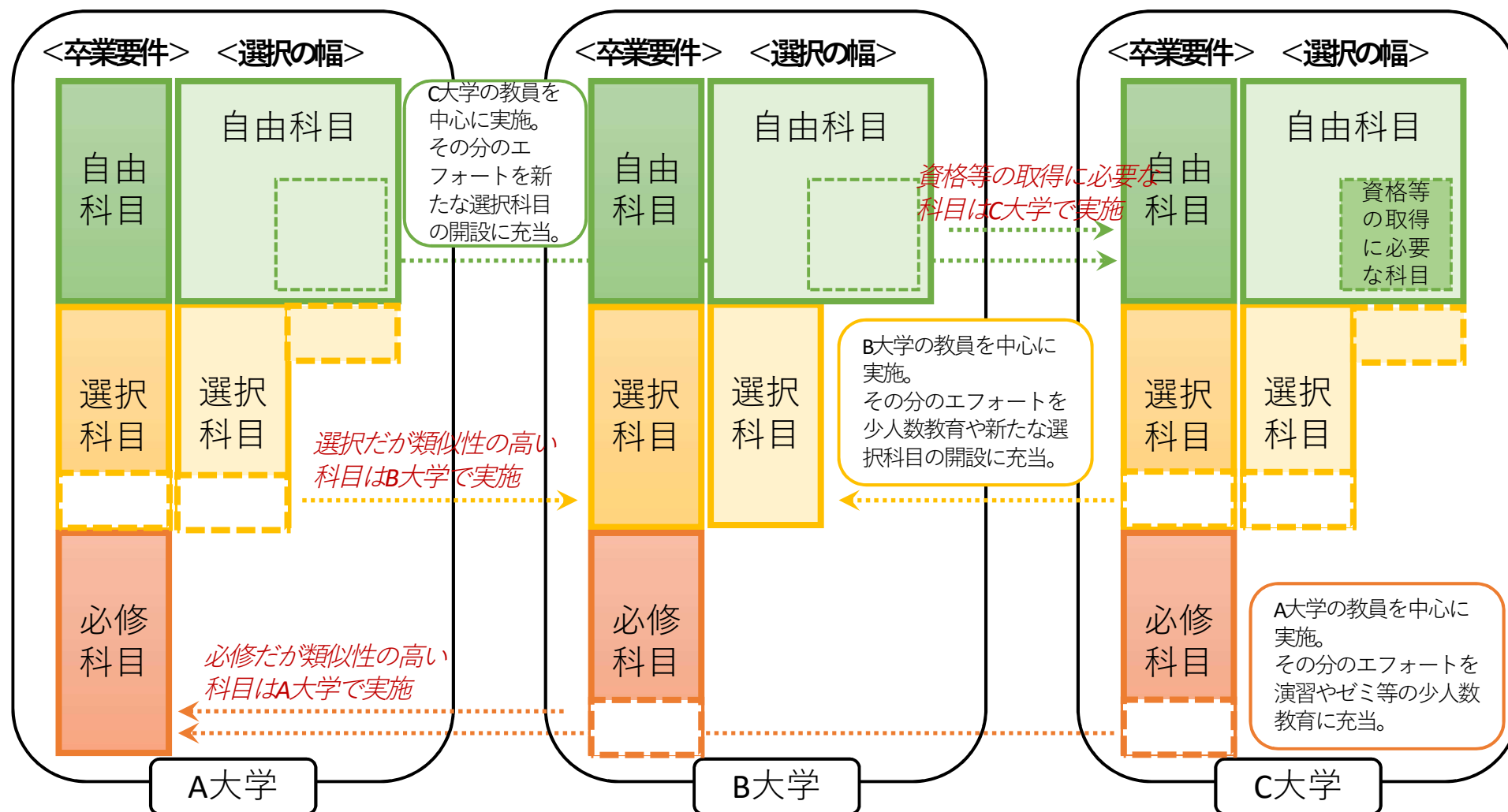
- 具体的には、授業科目の「共同開設」を認め、参加大学の一つが中心となって開設した授業科目を、その他の参加大学において「自ら開設」したものみなすこととしてはどうか。
- ただし、グランドデザイン答申では、質の保証への留意と、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないようにする配慮が求められており、「共同開設」を実施する際の質保証のための要件を慎重に検討する必要がある。

## 現行の単位互換制度と授業科目の「共同開設」制度の関係

- 本年8月の通知「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」により、単位互換制度の運用に係る解釈を明確化。
- 自由科目については、他大学等が開設する全ての授業科目を自ら開設することまでを求めるものではないが、単位互換制度の活用を前提として、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替するような取扱は許されないため、必修科目や選択科目は引き続き、自ら開設することが基本となる。
- 連携推進法人等に、授業科目の「共同開設」を認めることで、教育資源の有効活用の更なる促進が期待される。

|                                                                                                  | 必修科目                                                                                                                       | 選択科目                                                                                                                                                                 | 自由科目                                                                                                                                               |                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育課程上の位置づけ                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要とされる科目</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目</li> <li>複数の選択肢の中から学生の選択により履修する科目</li> <li>選択の自由は認められるが、一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目</li> <li>一定範囲の単位の取得が卒業要件として必要とされる科目</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>必修科目、選択科目以外の全学開講科目や他学部の科目等から学生の選択により履修する科目</li> <li>卒業要件に必要ではない科目</li> </ul>                          |
| <b>単位互換における取扱</b><br><small>※自大学の学位プログラム毎のCP・DPに即したものであることが前提。<br/>※60単位を超えない範囲で単位互換が可能。</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、<u>内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定</u></li> </ul> <p>※自ら開設が基本</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他大学の授業科目が、<u>自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u></li> </ul> <p>※自ら開設が基本</p>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>他大学の授業科目が、<u>自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定</u></li> </ul> <p>※自ら開設が基本</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><u>自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定</u></li> </ul> <p>※他の大学等が開設する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではない</p> |
| 共同開設における取扱                                                                                       | <p><u>複数大学間で一定の要件を満たす教学管理体制を構築している場合には、参加大学の一つが中心となって開設した授業科目をその他の参加大学において「自ら開設」したものとする</u></p>                            |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                              |

## 授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ



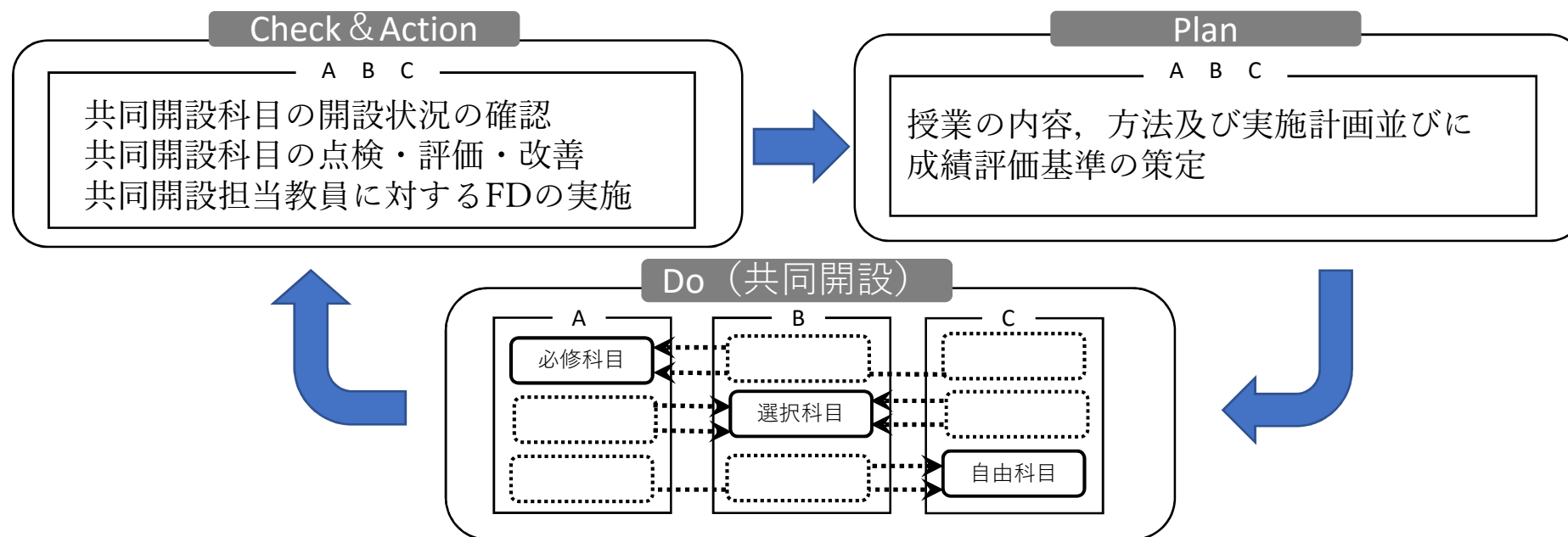
⇒必修科目や選択科目であっても「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。  
 ⇒資格等の取得に必要な科目を「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。  
 (各資格等の枠組みの中でも許容されるよう手当することが必要。)

## 授業科目の「共同開設」を実施する際の質保証のための要件(イメージ)①

### ①各大学の主体性と責任を担保する教学管理体制

- 「共同開設」を実施する際には、各大学が連帯して主体性と責任を持つことが必要であり、全ての大学が、共同授業の計画（Plan）と、評価（Check）と改善（Action）に関与し、意見を反映できる仕組みを担保した上で、共同授業を実施（Do）すべきである。
- そのため、共同開設に参加する各大学が参画する形で、教学管理体制を構築し、共同開設の実施について必要な事項を協議した上で、あらかじめ協定等を定めておくことなどが必要となると考えられる。

### 【共同開設科目に係るPDCAサイクルのイメージ】 ※A、B及びCは、大学等連携推進法人の参加法人が設置する大学





## 授業科目の「共同開設」を実施する際の質保証のための要件(イメージ)②

### ②専任教員数や校地校舎等の基準

- 共同開設を認める目的は、授業科目の質の向上や教育資源の有効活用であり、具体的には、類似の授業科目の担当教員が知見や強みを持ち寄り授業内容・方法等の改善を図ることや、生まれた余力で少人数教育やきめ細かな指導を行うこと等が期待される。
- したがって、安易なコストカットや教育の質の切り下げが行われないようにする観点から、設置基準上の専任教員数や校地・校舎等の基準をどう考えるか。

### ③「自ら開設」とみなせる範囲

- そもそも大学間の連携共同は、参加大学の独立性や自立性を前提としたものであることから、共同開設による授業科目が過剰となり、自ら開設する授業科目による学位プログラムの編成が困難になるような事態は不適切である。
- そのため、共同開設による授業科目を「自ら開設」とみなせる範囲について、一定の制限を設ける必要があると考えられる。

### ④共同開設科目の実施方法

- 授業科目を共同開設する際には、①一の授業科目を履修する学生数が多数となること、②多様なメディアを高度に利用した遠隔授業が必要となることなどが予想され、教育の質を担保する実施方法についても検討が必要となる。
- 実験、実習又は実技等により実施する授業科目で、学生に大学間での移動を求める場合には、集中講義や時間割の配慮等、負担過重を防ぐ工夫が求められるものと考えられる。

3. 課程認定後も全学的に教職課程の質を保証し、  
向上させるための継続的な仕組み



# 1. 教職課程認定大学実地視察

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、「教職課程認定大学実地視察規程(教員養成部会決定)」に基づき、認定後の教職課程の水準の維持・向上を図るため、認定課程を有する大学に対して、実地視察を行っている。

・実地視察大学数の推移(直近5年)

H30:3校、H29:1校、H28:14校、H27:26校、H26:29校

## 1. 実地視察の内容

■ 実地視察は、教職課程認定基準(教員養成部会決定)等に基づき、主として次の点に留意しながら、当該大学が、必要な法令等の基準を満たし、適切な教職課程の水準にあるかどうかを確認する。

- ①教員養成に対する理念、設置の趣旨等 ②教育課程及び履修方法 ③教員組織  
④施設・設備(図書等を含む。) ⑤教育実習の実施計画、実習校等 ⑥学則 ⑦学生の教員への就職状況  
(教職課程認定大学実地視察規程2(1))

## 2. 視察者

■ 実地視察は教員養成部会及び課程認定委員会に属する委員等2名以上で分担して行い、文部科学省担当官が同行し事務にあたる。また必要に応じて、都道府県及び市区町村担当者に参加させることができる。

(教職課程認定大学実地視察規程2(2)(5)(6))

## 3. 視察結果の公表

■ 実地視察の結果は、文部科学省ホームページで公表。 (教職課程認定大学実地視察規程4(3))

- (例)・必要とされる専任教員数を満たしていない状況が確認されたため、速やかに是正するよう求めた。  
・科目の趣旨に照らして適切な授業内容となるように、内容を再度検討するよう求めた。 等

## 4. 視察結果による認定取消に関する意見

■ 実地視察大学の教職課程が教職課程認定基準より低下した状態にあり、著しく適正を欠くと認められる場合は、教員養成部会は文部科学大臣に当該教職課程の認定の取消についての意見を述べるができる。

(教職課程認定大学実地視察規程5)<sub>2</sub>

## 2. 教員養成の状況に関する情報の公表

認定課程を有する大学は、教職課程の質の向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の状況に関する情報の公表について、平成27年度から義務付けられている。

(教育職員免許法施行規則第22条の6)

・教員養成の状況に関する情報を公表している大学:96.8%

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

### ■ 教育職員免許法施行規則第22条の6に定める各項目別の公表状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施)

- |     |                                         |          |
|-----|-----------------------------------------|----------|
| ①   | 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画                | (87. 2%) |
| ②-1 | 教員の養成に係る組織                              | (83. 5%) |
| ②-2 | 教員の養成に係る教員の数                            | (76. 6%) |
| ②-3 | 教員養成に係る各教員が有する学位・業績・担当授業科目              | (82. 3%) |
| ③   | 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 | (90. 6%) |
| ④   | 卒業者の教員免許状の取得の状況                         | (84. 6%) |
| ⑤   | 卒業者の教員への就職の状況                           | (86. 1%) |
| ⑥   | 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組                    | (68. 7%) |

### 3. 全学的に教職課程を実施する体制

認定課程を有する大学において教職課程の全学的なマネジメント体制を整備するため、教職課程センターといった全学的な独立の組織の設置や、全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置している大学が多い。

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）：一種免許状の認定課程を有する501大学対象

（参考）認定課程を有する大学として求められる責務（教育職員免許法施行規則）

- ・「認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。」（22条）
- ・「認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない」（22条の4）
- ・「認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない」（22条の5）
- ・「認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする」（22条の6）

#### ■ 教職課程の全学的なマネジメント体制の整備状況

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ① 教職課程センターといった全学的な独立の組織を設置           | (35.7%) |
| ② 全学教職課程運営委員会といった全学的な会議体を設置          | (78.2%) |
| ③ 各教職課程に組織された委員会がその責任において同課程を運営      | (21.2%) |
| ④ 全学的な組織は設けず、各学部・学科等がその責任において教職課程を運営 | (9.2%)  |
| ⑤ その他                                | (2.4%)  |

## 4. 自己点検・評価等の内部質保証の取組

大学は、教育研究等の総合的な状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられている。  
(学校教育法第109条第1項)

### ■ 教職課程の自己点検・評価等の内部質保証の取組状況

※公益財団法人大学基準協会調査(平成29年9月実施):一種免許状の認定課程を有する501大学対象

- |                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ① 学部等の自己点検・評価の中で教職課程を検証し改善・改革に連結     | (35. 9%) |
| ② 教職課程のカリキュラム委員会等を通じて同課程を検証し改善・改革に連結 | (50. 3%) |
| ③ ②以外の方法で教職課程独自の自己点検・評価を構築・運用        | ( 5. 8%) |
| ④ シラバスを個別にチェックすることで改善・改革に連結          | (49. 5%) |
| ⑤ 内部質保証の体制は未整備                       | (16. 4%) |
| ⑥ その他                                | ( 3. 6%) |

### (参考)自己点検・評価

- ・学校教育法第109条第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・学校教育法施行規則166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

## 5. 認証評価

大学は、自己点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証評価を受けることが義務づけられている。  
(学校教育法第109条第2項及び第3項)

### 1. 認証評価の周期

- 大学・短大・高等専門学校は7年以内、専門職大学等・専門職大学院は5年以内ごとに認証評価を受けることが必要。

### 2. 認証評価を行う機関の認証

(学校教育法施行令第40条)

- 認証評価を行う機関は、文部科学大臣の「認証」を受けることが必要。  
(学校教育法第110条第1項)

### 3. 認証評価の実施

- 認証評価機関は、大学が行う自己点検・評価の結果分析及び実地調査により、自ら定める大学評価基準に基づき認証評価を行う。
- 大学評価基準は、大学設置基準等の法令に適合し、大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められており、以下の事項について認証評価を行うものとして定められていることが必要。
  - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥卒業認定方針・教育課程の編成実施方針・入学者受入方針、⑦教育研究活動等の情報公表、⑧教育研究活動等の改善の仕組、⑨財務、⑩その他教育研究活動等

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条)

### 4. 評価結果の公表

- 認証評価機関は、認証評価の結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告が必要。  
(学校教育法第110条第4項)

## 6. 教職課程を担当する教員に対するFD

大学は、教育内容等の改善のための組織的な研修等（FD：ファカルティディベロップメント）の実施が義務づけられている。（大学設置基準第25条の3）

教職課程を担当する教員に対するFDを実施している大学もある。

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）：一種免許状の認定課程を有する501大学対象

### ■ 教職課程に特化したFDの取組状況

※公益財団法人大学基準協会調査（平成29年9月実施）

- |                                                    |          |
|----------------------------------------------------|----------|
| ① 教職課程を担っている全専任教員による組織的なFD活動を展開                    | ( 9. 0%) |
| ② 部局(学部等)の専任教員が参加して行う全体的なFDの取組の一環として、<br>教職課程FDを実施 | (22. 9%) |
| ③ 教職課程の教育内容・方法を目的とするFDは制度化していない                    | (61. 2%) |
| ④ わからない                                            | ( 6. 2%) |
| ⑤ その他                                              | ( 0. 6%) |

### (参考)ファカルティディベロップメント(FD)

- ・大学設置基準第25条の3 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。